平成27年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 会長 奥村 ゆかり

日頃より、障害のある子供たちの教育に対する数々の施策により、ご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。この数年来、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、国内法の整備が進められ、本年1月にようやく締結に至りました。これを機に、障害のある幼児・児童・生徒を取り巻く環境に変化がもたらされることに期待を抱いております。教育に関わる分野では、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」の施行により、就学先を決定する仕組み等が改正され、障害のある子供達に多様で柔軟な学びの場が用意されることが法的にも認められました。法律の改正、整備は終着点ではなく、今後、教育関係者、保護者、福祉関係者等が知恵を出し合いながら、内容の充実を図らなくてはなりません。そのためにも、より一層のお力添えをお願いいたします。一人一人の子供達が、よりよい教育の機会に恵まれることを願い、下記の要望をさせていただきます。

- (1) 知的障害特別支援学校における児童生徒数の増加による教室不足は、全国的に共通の問題として挙げられております。特別教室の転用や、教室を分割して利用するなどの対応の授業は、教育環境として適切であるとは言いがたい状況にあります。すべての児童・生徒の教育環境が適正化されますよう、施設整備指針を順守していただき、教室環境の整備に取り組んでいただきますことと、特別支援学校の適正規模・適正配置についての国としての基準の設定をお願いいたします。
- (2) インクルーシブ教育システム構築のためのモデル事業の継続と充実をお願いいたします。
- (3) 特別支援教育の充実を図るために、教職員定数の見直し・待遇改善をお願いたします。特に、専任の特別支援教育コーディネーターの定数措置を早急に実施していただきますようお願いいたします。
- (4) 障害の重度重複化、発達障害等も含み、障害のある幼児・児童・生徒への指導には、 専門性が求められる状況にあります。特別支援学校においての指導を充実させるた めには、教員定数を減らすことなく、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語 聴覚士等の外部からの専門家を配置し、活用していただきますようお願いいたしま す。また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校への巡回指導につきましても、さら

なる充実を市区町村に働きかけていただきますようお願いいたします。

- (5) 学齢期においても、福祉との連携は大変重要となります。特別支援学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画等と、福祉サービスを受ける際に相談支援事業所等で作成する障害児支援利用計画等の記載内容について、個人情報に留意しつつ、連動して活用されますようお願いいたします。
- (6) 知的障害の幼児・児童・生徒の中にも、医療的ケアを必要とする子供達がおります。 特別支援学校への看護師の配置、教員の研修等も含めて、適切な医療ケアが行える ような体制が整備・促進されますよう財源措置化をお願いいたします。
- (7)特別支援教育の推進に不可欠である、教員の専門性の向上のため、大学における特別支援学校教諭免許状取得可能な教員養成課程の充実をお願いいたします。また、現職の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状取得のための認定講習等の推進をお願いいたします。
- (8) 言語の表出の乏しい幼児・児童・生徒でも、意思疎通を補うようなツールがあれば、 コミュニケーションの一助になります。先端技術を活用した教材・教具の開発、お よび利用例のデータベース化を行っていただいておりますが、さらに教育現場への 浸透を図っていただきますようお願いいたします。
- (9) 震災等の大規模災害は全国各地で起きる可能性があります。学校が安全・安心な場となりますように防災・減災についての意識を高めていただけますようお願いいたします。発災時に備えるために、個別の教育支援計画を活用した子供たちへの受援システムの構築、施設設備の耐震化、必要な備蓄品確保のための予算措置をお願いいたします。
- (10) 特別支援学校に通わせている保護者の経済的負担軽減のために、特別支援教育就学 奨励費の継続・充実をお願いいたします。

平成27年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 会長 奥村 ゆかり

日頃より、障害のある子供たちの福祉の増進にご支援いただいておりますことに感謝申し上げます。本年1月20日に、「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成19年の条約への署名から、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正などの法整備を経て、満を持して我が国も条約締結国の仲間入りをしました。これからは、障害者の権利の実現と、人権尊重についての国際的な協力も推進されることが期待されます。障害のある幼児・児童・生徒につきましても、インクルーシブ教育の理念により近づき、多様で柔軟な教育環境が整えられることが望まれます。卒業後も、一人一人が自分らしく、住み慣れた地域で必要な時に必要な支援を受けることができますことを願い、下記の要望をさせていただきます。

- (1) ライフステージを通して一貫した支援を行うために、保護者、教育関係者、福祉関係者、 医療関係者をはじめとする支援者が情報共有を実施できるような個別支援シートの有効的 な活用を推進していただきますようお願いいたします。また、幼少期から青年期に至るま で、就学・進学等の節目の時や必要がある場合には、前述の支援者が実際に顔を合わせて、 情報交換や協議ができる場を持つことができるようなシステム作りをお願いいたします。
- (2) 就学前、学齢期、卒業後を通して福祉サービス利用における移行を円滑に進めるために、 教育と福祉の連携をさらに推進していただきますようお願いいたします。
- (3) 知的障害のある子供たちにとって、放課後や週末の過ごし方がさまざまな体験や交流活動の場となりますように、「放課後子どもプラン」がすべての特別支援学校において実施されますようお願いいたします。
- (4) 障害のある子どもたちが利用できる児童デイサービス、放課後デイサービス等の整備、また人材育成の場を設ける等の取り組みにより、地域で安心して生活できるような事業の拡充をお願いいたします。
- (5) 障害のある幼児・児童・生徒への教育は、障害の重度重複化、発達障害等も含み多様化しております。指導を充実させるため、看護師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカー等の外部専門家の活用による知的障害特別支援学校の指導を充実させるための事業を推進していただきますようお願いいたします。
- (6) 特別支援学校高等部生徒の就労を促進させるために、企業や関係行政機関等での実習やチ

ャレンジ雇用の機会を増やしていただきますようお願いいたします。

- (7) 本年4月より障害者の法定雇用率が2パーセントに上昇しました。また、ハローワークを 通じた各障害種別の障害者の就職件数は、4年連続で過去最高を更新されています。雇用 を促進していただくことも大切ですが、職場に定着できますよう支援をお願いいたします。 そのためには、市区町村の就労支援センターの活用や、企業、学校、労働関係機関等が連 携を取ることを推進していただきますようお願いいたします。
- (8) 障害があっても一人一人が自分らしく生きていけるように、自立支援協議会の機能の強化と相談支援体制の充実をお願いいたします。支援を必要とするすべての人が、自分に合った支援を受けられるように、サービス等利用計画(障害児支援計画)を障害児者本人の意思を汲み取りながら計画を立てることができますように、人材の育成と配置をお願いいたします。併せて、障害児者の地域での生活が充実するような地域資源の拡充もお願いいたします。
- (9) 震災等の大規模災害は全国各地で起きる可能性があります。すべての人の命を守るためには、地域での共助も大切になります。防災・減災についての意識を高めるとともに、災害時には、地域での障害への理解が得られることも必要になってまいります。障害の有無に関わらず、共に生きる社会の実現のために、国民の理解を促すような事業の推進をお願いいたします。